

一人ひとりの子どもを大切にすゑる学校をめざして

児童生徒指導ハンドブック 2023

令和5年(2023年)3月

川崎市教育委員会

はじめに

本市では、子どもが一人の人間として大切にされ、守られながら自分らしく生きていくことを目指し、平成13年（2001年）に「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定しました。この条例では、「差別や暴力を受けない権利」、「虐待や暴力の禁止」、「いじめの防止」、「子どもの居場所」、「安心して生きる権利」といった、教育活動の基本となる内容が示されています。

教育委員会では、条例の制定前から推進している人権尊重教育を基盤とした学校教育活動の一層の充実に向けて、平成16年3月に「児童生徒指導ハンドブック」を発行いたしました。また、その後も、各学校の児童生徒指導の機能が有効に働くよう、いじめや不登校等の課題に応じて、「一人ひとりの子どもを大切に作る学校をめざして」と冠した冊子やリーフレットを発行し、学校の取組の推進と教職員の資質の向上を目指してまいりました。

近年、少子高齢化、高度な情報化が進み、さらに新型コロナウイルス感染症の世界的な流行もあるなど、社会状況は目まぐるしい変容を遂げており、その勢いが今後も加速していくことは想像に易いところです。そのような状況において、これからの子どもはICT活用能力の修得、多様な他者との共生・協働等、予測困難で急速な社会の変化に対応していく必要があります。

児童生徒指導は、どのような時代にあっても、一人ひとりの子どもが自己の幸福と社会の発展を追求していくことができるように支える役割を担い、そのためにも子どもが抱える様々な課題を解決するという重要な役割を担っています。しかしながら、課題の解決のためには、以前と同様の考え方や手法では困難になっていることに加えて、子どもの貧困、性の多様性、ヤングケアラー等といった、これまでに表面化してこなかった課題への対応も求められています。

どのように社会状況が変容しても、「人権尊重教育をすべての教育活動の基盤にすること」は、川崎の教育の原点ともいえる不変の理念です。

本冊子では、人権尊重教育を基盤とすることはもとより、一人ひとりの児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を行う「支援教育」の理念を踏まえた、今求められる児童生徒指導の基礎知識から実践に必要な内容を示しています。児童生徒が自らの未来を切り開いていけるよう支えるために、そして児童生徒を取り巻く諸課題の解決に向けて、学校ではどのような指導や支援が必要なのか、どのような対応をすべきなのかを、経験の有無を問わず、どの年齢層であっても、本市の教職員として理解し、実践すべき内容を網羅しています。

令和4年度から「かわさき教育プラン」が第3期実施計画へと移行しました。基本理念である「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」ために必要な資質・能力を、児童生徒指導の側面からも育めるよう、本冊子を積極的に活用していただき、すべての児童生徒にとって安全・安心で、魅力ある学校づくりにご尽力いただきますようお願いいたします。

令和5年（2023年）3月
川崎市教育委員会

一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして
児童生徒指導ハンドブック2023

目 次

章	内容	ページ
序 章	子どもの権利を大切にする 今、求められる児童生徒指導とは	1
第 1 章	児童生徒指導の基礎知識	2
	1 児童生徒指導の意義 2 児童生徒指導の構造 3 児童生徒指導の方法 4 児童生徒指導を充実させるために	
第 2 章	すべての児童生徒が安心できる魅力ある学校づくり	8
	1 魅力ある学校づくり 2 児童生徒指導の役割	
第 3 章	支援教育の視点を踏まえた個に応じた児童生徒指導	11
	1 支援教育とは 2 支援教育の視点を踏まえた児童生徒指導 3 個に応じた指導・支援体制 4 チーム学校による指導・支援体制 5 個に応じた指導・支援イメージ	
第 4 章	児童生徒との教育相談の充実に向けて	17
	1 対象は児童生徒全員 2 定期的な個別相談時間の確保を 3 定期的な教育相談の実際 4 児童生徒が相談しやすい雰囲気づくり	
第 5 章	不登校児童生徒への支援	22
	1 不登校とは 2 登校に困難さのある児童生徒への早期支援 3 登校支援を対象としていない児童生徒の欠席 4 不登校状態が長期化している児童生徒への支援 5 緊急支援を要する場合 6 児童生徒の欠席状況に応じた登校支援のイメージ	
第 6 章	いじめ問題の理解と対策	34
	1 いじめとは 2 いじめのない学校づくりを 3 未然防止と早期発見・早期対応の取組 4 解消後の経過観察と再発防止 5 重大事態を招かないために 6 いじめ防止の取組と発生時の対応のイメージ	
第 7 章	暴力行為の防止に向けて	43
	1 本市における現状 2 未然防止 3 早期発見 4 暴力行為への対応 5 関係機関との連携	

第 8 章 問題行動と少年非行	48
1 問題行動や非行に向かう子どもたち 2 問題行動とは 3 少年非行とは	
第 9 章 学校生活に困難さのある子どもたち	53
1 発達障害への理解を深めよう 2 すべての児童生徒のための環境整備	
第 10 章 子どもたちを取り巻く様々な課題	58
1 児童虐待 2 外国につながるのある児童生徒 3 性の多様性 4 子どもの貧困 5 ヤングケアラー 6 インターネットリテラシー	
第 11 章 自らを傷つける子どもたち	71
1 自傷行為 2 自殺	
第 12 章 子どもたちの現在地	76
1 心の痛み 2 誰にも相談できない 3 相談したいけど…、相談しても… 4 大人に求められているのは 5 今、すべきこと、できること	
第 13 章 子どもたちの SOS	79
1 SOS の出し方・受け止め方教育～3つの STEP～ 2 自殺予防教育 3 SOS を受け止める大人の役割 4 SOS の出し方・受け止め方教育 実践例	
第 14 章 児童生徒との良好な関係づくり	88
1 ことばの大切さ 2 好ましい距離感 3 ダメ！ゼッタイ！体罰 4 スクール セクシャル・ハラスメントの防止	

参考資料 1 キャリア在り方生き方教育と児童生徒指導	94
参考資料 2 かわさき共生＊共育プログラムの有効活用	96
参考資料 3 学校生活のルール見直しの取組例	99
参考資料 3 チーム学校 関係機関との連携イメージ	100

活用資料一覧

- 次の活用資料は教職員研修資料及び、児童生徒への指導・支援の実際場面での活用を想定したものです。
- 各活用資料のデータは、下記に掲載しています。
【SAINS WEB⇒教育委員会⇒指導課・支援教育課⇒発行物・資料⇒児童生徒指導ハンドブック⇒資料ファイルⅠ、Ⅱ、Ⅲ】
- **個人情報の取扱に十分に留意したうえで、活用してください。**

ファイル番号	シート番号	活用場面	テーマ	形式	内容	
Ⅰ	1	研修	児童生徒指導全般	自己点検	児童生徒指導の充実に向けて	
	2	研修	児童生徒理解	自己点検	児童生徒に寄り添う教師のために	
	3	研修	児童生徒理解	自己点検	学びやすい環境づくりのために	
	4	①	研修 日常観察	児童生徒理解	②の活用方法	
		②			観察	児童生徒の日常観察シート
	5	①	研修資料	不登校	自己点検	登校を支援するため
		②			観察	登校支援のための観察シート
	6	①	児童生徒 日常観察	いじめ	観察	いじめに気づくための観察シート
		②	調査		③④⑤の活用方法について	
		③			アンケート	小学校低学年用 いじめ防止・発見アンケート 「せんせい あのね」
		④			アンケート	小学校高学年用 いじめ防止・発見アンケート 「いじめをなくそう」
		⑤			アンケート	中学生・高校生用 いじめ防止・発見アンケート 「いじめ防止のために」
	7	①	調査	教育相談	②③④の活用方法について	
		②			アンケート	小学校低学年用 学校生活アンケート 「せんせい あのね」
③		アンケート			小学校高学年用 学校生活アンケート 「先生 聞いてよ」	
④		アンケート			中学生・高校生用 学校生活アンケート 「いまの自分をみつめてみよう」	
Ⅱ	8	情報共有	不登校	記録用紙	登校支援記録シート	
Ⅲ	9	情報共有	児童生徒理解	観察	児童生徒の状況把握シート	
	10	情報共有	児童生徒理解	記録用紙	児童生徒のための対策会議・チーム会議記録シート	

序章 子どもの権利を大切に 今、求められる児童生徒指導とは

本市ではこれまでも、人権尊重を基盤に、一人ひとりを大切にする児童生徒指導を推進してきました。近年、目まぐるしく変化する社会情勢の中で、学校に求められる役割は多様化しており、児童生徒指導においても同様であることは言うに及びません。

一人ひとりの児童生徒が抱える課題を的確に把握し、その背景にある要因の解消や改善に向けて、児童生徒の発達段階や特性、それぞれの置かれている状況に応じた組織的な働きかけが求められています。このことは、本市が推進する支援教育に通ずるところです。支援教育の考え方は人権尊重に内包され、児童生徒指導を内包するものと認識しておく必要があります。

本市においては、平成13年（2001年）に「川崎市子どもの権利に関する条例」*を施行しています。改めて本条例についての認識を深めた上で、現在、求められる児童生徒指導の在り方について考えていきましょう。

※ 詳細は<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-2-1-1-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市子どもの権利に関する条例 前文

子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実に保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない。それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。

子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。

市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。

私たちは、こうした考えの下、平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定する。

第1章 児童生徒指導の基礎知識

児童生徒指導は、児童生徒が社会生活に必要な社会的資質や能力を身につけることを支える働き（機能）をもっています。そのため、児童生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な役割を果たすものであり、学習指導とともに学校教育において重要な意義をもつものです。本章では、児童生徒指導の基礎を確認しておきましょう。

1 児童生徒指導の意義

(1) 児童生徒指導の定義

- 教育の目的は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」（教育基本法より）を期するものであり、その目標の一つとして「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う」（同法）ことが掲げられています。この教育の目的や目標達成のために役割を果たす児童生徒指導を定義すると次のようになります。

定義：生徒指導とは、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。（文部科学省「生徒指導提要」より）

(2) 児童生徒指導の目的

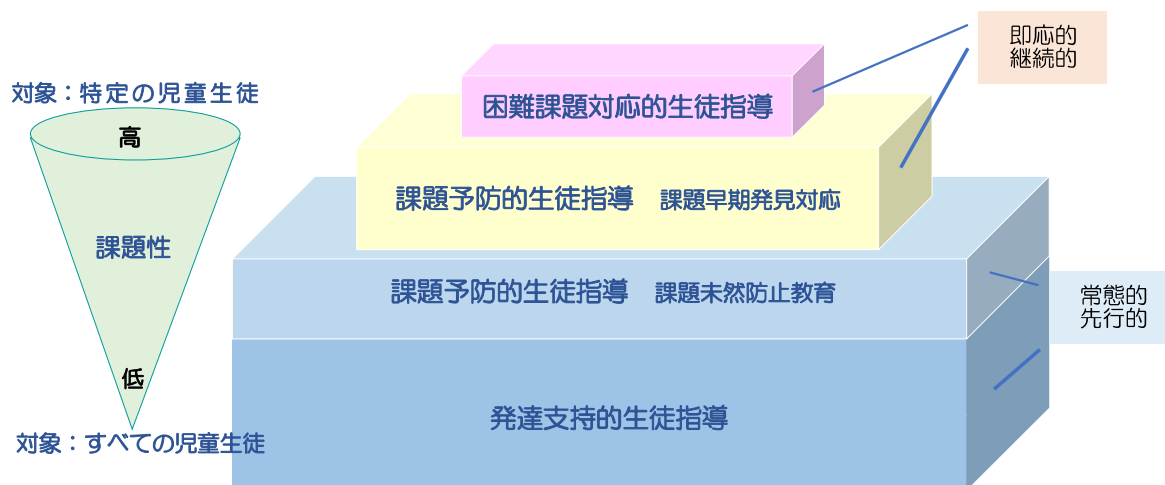
- 児童生徒指導の目的は、教育課程の内外を問わず学校のすべての教育活動の中で児童生徒の人格が尊重され、児童生徒自らが「個性の発見とよさや可能性の伸長を図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得すること」及び「自らの資質・能力を適切に行使して自己実現を図りながら、自己の幸福と社会の発展を自ら追求すること」を支えるところにあります。
 - 児童生徒指導において発達を支えるとは、次のそれぞれの発達を包括的に支えることです。
 - 心理面（自信・自己肯定感 等）
 - 学習面（興味・関心・意欲 等）
 - 社会面（人間関係・集団適応 等）
 - 進路面（進路意識・将来展望 等）
 - 健康面（生活習慣・メンタルヘルス 等）
 - 児童生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒が深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」「何をすべきなのか」、主体的に課題を発見し、自己の目標を選択、設定し、その達成のため、自発的、自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する「自己指導能力」*を獲得することが目指されます。
 - 児童生徒は、学校生活での多様な他者との関わり合い、学び合いの経験を通して、学ぶこと生きること、働くことなどの価値や課題を見いだしていきます。その過程で、自らの生き方や目標が徐々に明確になります。学校から学校への移行（進学）、学校から社会への移行においても主体的な選択・決定を促す自己指導能力が重要です。
- ※ 自己指導能力は、本市で推進する「キャリア在り方生き方教育」における基礎的・汎用的能力と強く関係します。基礎的・汎用的能力とは、「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」の4つの能力を指します。

(3) 児童生徒指導の実践上の視点

- これからの児童生徒は、予測困難な変化や急速に進行する多様化に対応していかなければなりません。児童生徒の自己指導能力の獲得を支える児童生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に挑戦することや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切です。以下に、その際に留意する実践上の視点を示します。

自己指導能力の獲得を目指す児童生徒指導実践上の視点	
自己存在感を感受できるような配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校生活のあらゆる場面で「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を実感することが大切です。 ● ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立ち認められたという自己有用感を育みます。
共感的な人間関係の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 「失敗を恐れない」「間違いやできないことを笑わない」学級づくり、さらに「なぜそう思ったのか」「どうすればできるようになるのか」ということを皆で考える支持的で創造的な学級づくりが、児童生徒指導の土台となります。 ● 自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげることが重要です。
自己決定の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己存在感を感受するには、授業場面で自ら意見を述べる、調べ学習等を通じて、自ら考え、選択し、決定する、または発表や制作をする等の体験が重要です。 ● 児童生徒の自己決定の場を広げるためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることが必要です。
安全・安心な風土の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人ひとりの児童生徒が個性的な存在として尊重され、学級で安心して教育を受けられるよう配慮する必要があります。 ● 児童生徒が相互に個性や多様性を認め合い、安心して学校生活を送れるような風土を児童生徒自らがつくりあげるよう教職員が支援していくことが大切です。 ● 他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為は決して許されるものではありません。また、児童生徒に対する教職員の配慮に欠けた言動、暴言や体罰が許されないことは言うまでもありません。

2 児童生徒指導の構造



出典：文部科学省「生徒指導提要」

発達支持的生徒指導（常態的・先行的）		
対象	● すべての児童生徒	
視点	● 児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その過程をいかに支えていくか、という視点をもち働きかけます。	
方法	● 教職員の児童生徒へのあいさつ、声かけ、励まし、賞賛、対話、授業、行事等を通じた個と集団への働きかけが大切です。 ● かわさき共生* 共育プログラムによる社会的能力・資質の育成、キャリア在り方生き方教育の推進による働きかけを行います。また、これらの働きかけを意図的に教科、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間に関連させて行うこともあります。	
課題予防的生徒指導		
課題未然防止教育（常態的・先行的）		課題早期発見対応（即応的・継続的）
対象	● すべての児童生徒	● 課題の予兆のみえる一部の児童生徒
視点	● 児童生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした意図的・組織的・系統的な取組を行います。	● いじめ、不登校、自殺などの深刻な事態にならないように、迅速に対応し、実態に応じて早期の解決を図ります。
方法	● 次のような取組を年間指導計画に位置付けて実施します。 「いじめ防止の取組」 「非行防止教室」 「薬物乱用防止教室」 「情報モラル教育」 「自殺予防教育」（SOS の出し方教育）	● アンケートや日常生活の観察等をもとに気になる児童生徒を早期に見い出して、指導・支援を行います。 ● 校内対策会議を設置して、学級担任だけではなく、複数の教職員によるチームを編成し、組織的・計画的に指導・支援を行います。
困難課題解決的生徒指導（即応的・継続的）		
対象	● いじめ、不登校、暴力行為、少年非行、児童虐待等、特別な指導・支援を必要とする特定の児童生徒	
視点	● 学校だけでは解決が困難な課題に対して、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関との連携・協働により課題解決をねらいとして行います。	
方法	● 課題の背景には、児童生徒の性格や社会性などの個人的問題、児童虐待・家庭内不和・貧困等の家庭の問題、発達障害等の障害、友人間での人間関係に関する問題などがみられ、課題に応じた機関と連携します。 ● 学校と関係機関によるネットワーク型のチームを編成し、組織的・計画的・継続的に指導・支援を行います。	

3 児童生徒指導の方法

（1）児童生徒理解

- 児童生徒指導の基本は教職員の児童生徒理解です。児童生徒理解においては児童生徒の心理面、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが重要です。
- 一人ひとりの児童生徒の家庭環境や成育歴、能力・適性、興味・関心等を把握することは、経験の豊富な教員であっても困難なことです。学級担任をはじめ、学年や教科担当、部活動顧問、さらに養護教諭やSC等を含めた広い視野や立場から児童生徒理解に努めることが大切です。また、アンケートや教育相談を通して、児童生徒の声を傾聴し、理解しようとする共感的理解をすることが重要です。
- 的確な児童生徒理解のためには、学校が児童生徒指導の方針や意味を積極的に発信し、学校の考えについて理解を図り、児童生徒や保護者との信頼関係を築くことが重要です。

(2) 集団指導と個別指導

集団指導	
●	すべての児童生徒に対して、朝や帰りの会で「在り方・生き方」に関する話題の提供、学級での話し合い、非行防止教室等を通じて社会の一員としての自覚や責任の育成、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度の育成を図ります。
●	一人ひとりの児童生徒が 「安心して生活できる」、「個性を発揮できる」、「自己決定の機会をもてる」 「集団貢献の役割をもてる」、「達成感・成就感をもつことができる」 「集団での存在感を実感できる」、「他の児童生徒と好ましい人間関係を築ける」 「自己肯定感・自己有用感を培うことができる」、「自己実現の喜びを味わうことができる」
個別指導	
●	教育相談に代表されるように、一人ひとりの児童生徒に対する働きかけです。
●	児童生徒指導上の課題の増加、発達障害等のある児童生徒の増加、外国につながる児童生徒の増加、子どもの貧困、性の多様性等への対応を含め、誰一人取り残さない指導や支援が求められています。
●	児童生徒一人ひとりの抱える課題、学校や家庭環境に応じた適切かつ切れ目のない指導や支援が大切です。

4 児童生徒指導を充実させるために

(1) 児童生徒の発達の支援

児童生徒の発達を支える指導の充実	
学級経営の充実 児童生徒の 発達の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習や生活の基盤として、教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のより良い人間関係を育てるために日頃の学級経営の充実を図ること。 ● 主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人ひとりが抱える課題に個別に応じた指導を行うカウンセリングの双方により児童生徒の発達を支援すること。
児童生徒指導の充実	● (2) 児童生徒指導の充実 参照
キャリア教育の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、特別活動を要としてつづつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。 ● その中で児童生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。
指導方法や指導体制 の工夫改善など 個に応じた 学習指導の充実	● 児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身につけることができるよう、児童生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際に、情報手段や教材・教具の活用を図ること。

(2) 児童生徒指導の充実

① 児童生徒理解の深化

- ・教職員と児童生徒の人間的なふれあいに基づく観察や面接
- ・広い視野からの児童生徒理解、児童生徒の内面への共感的理解



② 教職員と児童生徒との信頼関係

- ・「日頃の人間的なふれあい」、「授業等における児童生徒の充実感・成就感を生み出す指導」、「不正等に対する教員の毅然とした態度」等による信頼関係の構築



③ 児童生徒相互のより良い人間関係形成

- ・好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる学級や学校の教育環境の形成



④ わかる喜びを実感できる学習指導

- ・すべての児童生徒がわかる喜びを味わえる学習指導方法や指導体制の工夫改善



⑤ 家庭・地域・関係機関との連携

- ・各種通信や保護者会等における児童生徒理解に関する共通理解
- ・地域、関係機関との会議や懇談会における連携



① 児童生徒理解の深化

- 児童生徒はそれぞれ違った能力・適性、興味・関心等をもち、成育環境や将来の夢、進路希望等も異なっており、児童生徒を多面的・総合的に理解していることが重要です。
- 学級担任の日頃の人間的なふれあいに基づく、きめ細かい観察や面接、学年の教師、教科担任、養護教諭、部活動顧問等による広い視野からの児童生徒理解が大切であり、一人ひとりの不安や悩みに目を向け、その内面に対する共感的理解が大切です。

② 教職員と児童生徒との信頼関係

- 教職員と児童生徒との信頼関係は、「日頃の人間的なふれあい」「児童生徒とともに歩む教員の姿勢」「授業等における児童生徒の充実感・成就感を生み出す指導」「児童生徒の特性や状況に応じた的確な指導」「不正や反社会的行動に対する毅然とした教員の態度」等を通じて形成されます。その信頼関係をもとに児童生徒の自己開示も高まり、教職員の児童生徒理解は一層深まっていきます。

③ 児童生徒相互のより良い人間関係形成

- 学校教育は集団での活動や生活を基本としています。児童生徒が相互に個性を尊重し、互いの身になって考え、「相手の良さを見つけようと努める集団」、「互いに協力し合い、主体的により良い人間関係を形成していこうとする集団」、言い換えれば、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる学級や学校の教育的環境を形成することは、児童生徒指導の充実の基盤であり、重要な目標の一つです。このことは特別活動における学級活動だけでなく、教育課程のすべての領域において行います。

④ わかる喜びを実感できる学習指導

- わかる喜びや学ぶ意義を実感できない授業は、児童生徒にとって苦痛であり、児童生徒の劣等感を助長したり、情緒の不安定をもたらしたりするなど、児童生徒の学校生活に様々な支障をきたす原因になり得ます。
- 教職員は児童生徒一人ひとりの特性を十分把握した上で、他の教職員の助言や協力を得て、指導技術の向上、指導方法や指導体制の工夫改善を図り、学習指導を一層充実させる必要があります。

⑤ 家庭・地域・関係機関との連携

- 児童生徒指導を進めるにあたっては、学校便り、学級・学年通信やPTA会報、保護者会等により、各家庭と児童生徒理解や指導の在り方等について共通理解を進めるとともに、地域懇談会や関係機関等との懇談会などを通して交流と連携を深める取組が必要です。

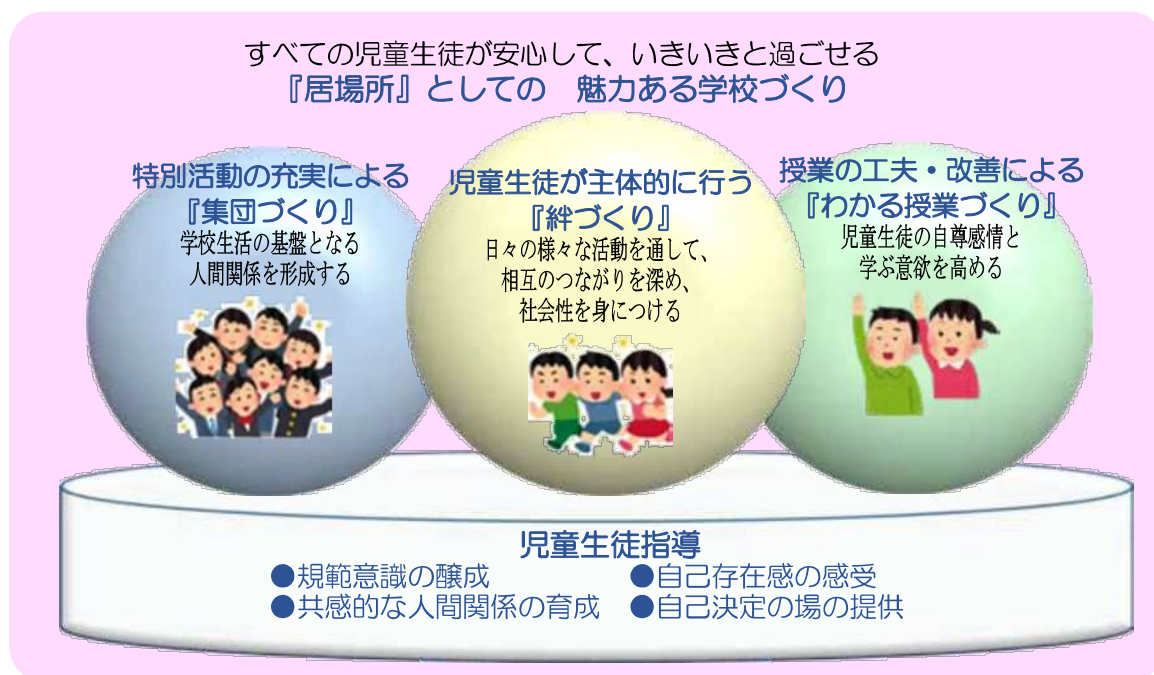
本章は文部科学省「生徒指導提要」及び「学習指導要領」から引用し、構成しています。

第2章 すべての児童生徒が安心できる 魅力ある学校づくり

学校が、すべての児童生徒にとって安心していきいきと過ごせる、魅力ある居場所であるためには、児童生徒指導の機能を十分に発揮し、いじめや暴力が起きにくい学校風土づくりを進めることが大切です。魅力ある学校づくりを進めることは、不登校やその傾向のある児童生徒への支援や児童生徒を取り巻くその他の課題の解消や改善にも大きな効果を発揮します。

1 魅力ある学校づくり

- 魅力ある学校づくりの中心は『集団づくり』であり、『授業づくり』です。
- 「学校を誰もが安心して自己の存在を実感し、充実感を得られるようにするために、教師が主導して行う『居場所づくり』と、居場所づくりを前提とし「児童生徒が、日々の様々な活動を通して主体的に相互のつながりを深め、社会性を身につける『絆づくり』」の重要性を、すべての教職員が認識することが大切です。
- 『絆づくり』を見据えた『集団づくり』と『授業づくり』が『居場所づくり』の両輪となります。



(1) 『集団づくり』を学校全体で

- 国立教育政策研究所による「いじめ追跡調査 2007-2009」*から、児童生徒にストレスをもたらす最大の要因は「友人関係に関係する嫌なできごと」という結果が得られています。
- 一人ひとりの児童生徒は、その能力・適性、興味・関心等、さらに育成環境、家庭環境や将来の進路希望が異なります。児童生徒への指導や支援を進めるためには、一人ひとりの児童生徒を多面的、総合的に理解していくことが重要です。
- 学級担任、学年の教員、教科担任、養護教諭、部活動顧問等による日常のきめ細やかな観察等、多角的な視野から、一人ひとりの児童生徒への理解を深化させることが大切です。

- 日頃から一人ひとりの言葉に耳を傾け、学級内等での状況や変化を客観的に把握し、内面を敏感に感じ取ろうとする姿勢が『居場所づくり』につながります。学校生活の基盤となる人間関係を形成する場の中心となる学級活動、学校行事、児童会・生徒会活動等の特別活動を充実させ、『集団づくり』を進め、すべての児童生徒が安心できる『居場所づくり』を進めましょう。



(2) 『わかる授業づくり』を学校全体で

- 学校で児童生徒は最も長い時間を授業に費やします。前述の調査※によると3番目に多いストレス要因が「勉強にまつわる嫌なできごと」です。授業の学習内容が難しい、進度が速い等の理由で、授業が苦痛となり学習意欲や自信を失い、学習を放棄し、様々な問題行動を起こしたり、登校意欲を失ったりするケースがあります。



- すべての児童生徒が授業に参加・活躍できる工夫や習熟度に応じた指導、基礎学力の定着へ向けたきめ細やかな指導等を通して、「わかった」と実感することが児童生徒の自尊感情を高め、次の学習への期待感を高めます。
- また、学ぶ意欲を高めるために、様々な行事や体験活動等を通して、児童生徒が自らの生き方や将来への夢や目的意識について考えるきっかけとなる取組を推進することも大切です。本市で推進する「キャリア在り方生き方教育」の実践は、それにあたる取組です。



(3) 『認めて、褒める』を学校全体で

- 児童生徒は褒められることにより自信をもち「自尊感情」を高める、と言われます。一方で、「褒める」のは「褒める側＝教師」の基準に達したに過ぎない場合も多いのです。
- 児童生徒は、「人の役に立った」、「喜んでもらえた」等の他者との関わりの中で、努力した点などを「認められた」と実感した時に育まれる「自己有用感」を得た時にこそ、本当に「褒められた」と感じて自信をもつ、ということを理解しておくことが大切です。
- 「自尊感情」が高いことは、必ずしも「自己有用感」の高さを意味しませんが、「自己有用感」の獲得が「自尊感情」の獲得につながるであろうことは、容易に想像できるはずです。『居場所づくり』、『絆づくり』を進め、自己有用感に裏付けられた自尊感情を高めることが、児童生徒の心を豊かに育んでいくのです。

2 児童生徒指導の役割

- 児童生徒が安心して、いきいきと学校生活を過ごせるためには、すべての教職員が一人ひとりの児童生徒の声に耳を傾け、内面に寄り添う姿勢を示すことが大切であり、教職員全体でいじめや暴力行為を防止するとともに、問題行動が発生した際には迅速かつ適切な対応をとる体制の整備を図ることが重要です。
- 児童生徒自らが学校生活の約束やルールを守ろうとする意識を醸成することは、『集団づくり』や『授業づくり』の基盤となります。児童生徒指導がこのような役割を担い、『魅力ある学校づくり』を進めることにより、不登校やその傾向のある児童生徒への支援やその他の課題の解消や改善にも大きな効果を発揮します。

学校生活の約束やルールを考えてみましょう

各学校には、学校生活の約束やルールがあります。児童生徒が健全な学校生活を送るためには、集団生活の場での一定のルールが必要であり、児童生徒自身が約束やルールを守ることを通して、より良い学校をつくっていかこうとする意識を育てていくことが大切です。一方で、児童生徒や保護者に対して合理的な説明に窮するような根拠に乏しいルールに則って指導することは、教職員にとっても負担となる上に、児童生徒や保護者からの不信感を招き、時として教職員の高圧的な態度を誘引し、児童生徒や保護者との不必要なトラブルの要因になりかねません。

児童生徒を取り巻く状況の変化に伴い、社会の常識や時代の進展なども考慮し、より良い学校づくりに向けて、ルールや約束の見直しを検討することが必要です。その際には、各学校の児童生徒指導上の課題や対応の経緯を踏まえるとともに、児童生徒や保護者の考え方、地域の声に耳を傾け、教職員においては一人ひとりを大切にする児童生徒指導の在り方を認識して、取り組むことが重要です。

また、現行のルールや約束、見直しをするための方法等を教職員だけでなく、児童生徒や保護者、地域の方に対しても、年度当初の児童生徒へのガイダンス、保護者対象の説明会、学校運営協議会、学校教育推進会議や学校便り、学校ホームページ等を通して、「見える化」する取組も大切です。

学校生活の約束やルールは、児童生徒の学校生活をより良く過ごしやすいものにするためのものであり、ルールづくりに児童生徒自らが参画することにより児童生徒の責任感を育み、将来の社会参画への意識を高めていくことにつながります。



第3章 支援教育の視点を踏まえた 個に応じた児童生徒指導

一人ひとりの児童生徒の個性・社会性を伸ばし、将来における社会的自立や自己実現に向けて社会的な資質や行動力を育成するためには、児童生徒の表面的な行動で対応を考えるのではなく、個の資質や特性に加え、教室環境や家庭環境、および成育歴といった環境面の因子も踏まえながら、行動の背景にあるものを探っていくことが重要になります。この考えは、支援教育の考え方の基本となるものであり、支援教育の視点を踏まえた児童生徒指導を進めていくためにも、管理職のリーダーシップのもと、体制の構築と充実が求められています。

1 支援教育とは

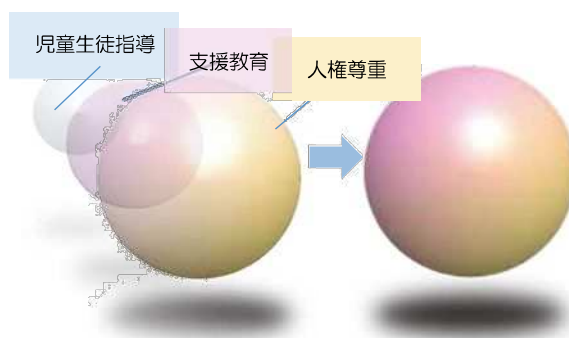
- 学習指導要領「総則」の「生徒（または児童）の発達の支援」に「特別な配慮を必要とする児童生徒への指導」という記述が、これまでの学習指導要領よりも詳細な内容になっています。これは今回の学習指導要領改訂の特色の一つと捉えることができ、このあと示す本市で推進する「支援教育」と関連するものです。
- 平成 24 年度の文部科学省調査によると、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の割合は、小・中学校では 6.5%と示されており、当時から、こうした児童生徒への早期からの適切な支援の必要性が強く求められてきました。
- 「支援教育」とは本市独自の呼称であり、特別支援学校や特別支援学級等においてのみ、求められるものではありません。第 2 期川崎市特別支援教育推進計画には、「支援教育」について、「障害の有無に関わらず教育的ニーズのあるすべての子どもにまで枠組みを広げ、いじめ、不登校、暴力行為、虐待、外国籍（または外国につながる）、貧困等の子どもたちの抱える多様な課題を、子どもの教育的ニーズとして捉え一人ひとりの子どもに対して適切な支援を行う」教育の在り方として示しています。
- 支援教育の考え方では、すべての児童生徒が何らかの課題を抱え、それぞれ教育的ニーズがあるとの認識をもつことを基本としています。さらに、こうした認識に基づき指導や支援を行う中で、子どもたちが共に学ぶということが、共生の精神の育成につながるものであり、さらに本市が目指すインクルーシブ教育システム[※]の構築へとつながっていくもの、と示しています。

※ インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのことです。



2 支援教育の視点を踏まえた児童生徒指導

■ 児童生徒が「学習不振や長期欠席傾向等の状況に至ること」と、「いじめや暴力等の問題行動や違法行為等の非行に関わること」は、一人ひとりの特性、成育歴、取り巻く環境等が大きな要因となることが多く、前者と後者で異なるのが「表出の仕方」であることは、一定のキャリアをもつ教員であれば経験的に理解していると思います。



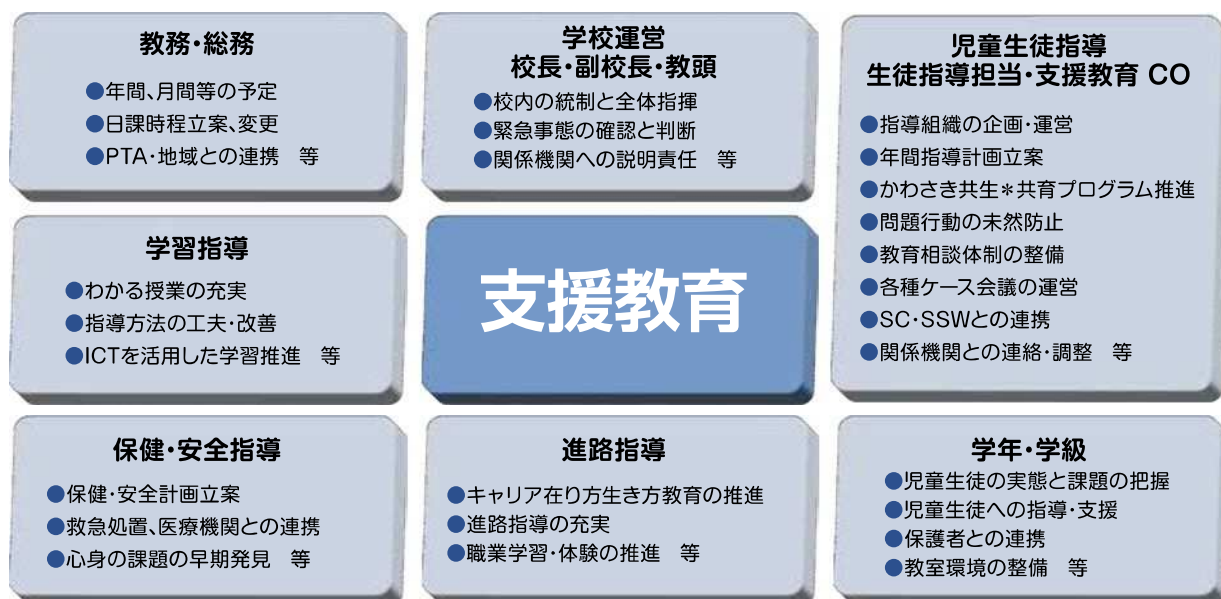
■ このことは、近年、そしてこれからの児童生徒指導にとって重要な視点です。児童生徒指導上の諸課題の解消や改善、とりわけ未然防止の取組を進める際には、表出する現象だけに捉われるのではなく、児童生徒の内面や置かれた状況などの把握に努め、多角的な分析に基づいた働きかけをすることが求められており、そのためには支援教育の考え方が不可欠です。

■ 児童生徒指導を進めるにあたって、指導と支援をバランスよく実施することの重要性を、すべての教職員が十分に認識した上で、児童生徒指導の中心を担う教員と支援教育コーディネーター（以下、CO）との協働、さらに児童生徒に関わるすべての教職員とのチームワークを構築することにより、望ましい児童生徒指導を展開することができます。

3 個に応じた指導・支援体制

■ 学校全体で支援教育の視点を踏まえた個に応じた児童生徒指導の実現を目指すためには、校長の学校運営方針の下、学級・学年、教務・総務、学習指導、進路指導、保健・安全指導等のあらゆる組織が効果的に機能することが重要であり、それぞれの教育活動の特性や役割がすべての教職員に理解されていることが重要です。

■ さらに、管理職がリーダーシップを発揮し、小学校においてはCOを、中学校、高等学校においては生徒指導担当とCOの連携・協働を軸とした体制を構築します。

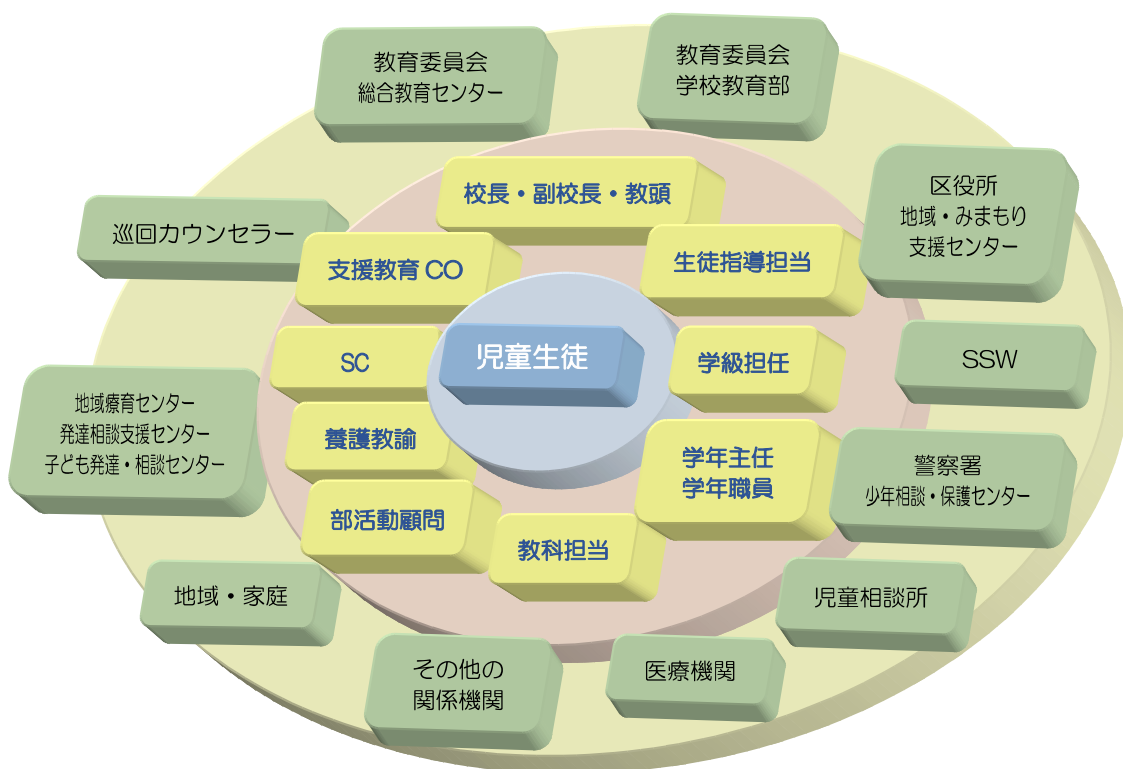


SC:スクールカウンセラー、SSW:スクールソーシャルワーカー

4 チーム学校による指導・支援体制

- 学校がより困難度を増している児童生徒指導上の課題に対応していくためには、教職員が心理や福祉などの専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組むことが必要です。
- 児童生徒が抱える課題の背景には、多くの場合、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など一人ひとりの置かれている環境の問題が複雑に絡み合っていることから、児童生徒の問題行動等へのみに着目して対応するだけではなかなか解決できません。
- 学校現場で、より効果的に対応していくためには、教員に加えて心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒の様々な情報を整理統合しアセスメントやプランニングをした上で、教職員がチームで課題を抱えた児童生徒への適切な指導や支援を行うことが重要です。
- いじめなど、児童生徒の生命・身体や教育を受ける権利を脅かすような重大事案の未然防止や早期対応に向けて、児童生徒のSOSを見逃さないために、校長のリーダーシップの下、チームの構成メンバーがそれぞれの立場や役割を認識しつつ情報共有し、日頃から教育委員会や専門機関との連携を図り、課題に対応していくことが重要です。
- また、通常学級に在籍する発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童生徒が増加していることから、学級担任が単独で、児童生徒の個々の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援をすべて行うことは難しいことから、直接または間接的に教職員がチームで児童生徒を支援することが大切です。

【チーム学校のイメージ】



5 個に応じた指導・支援のイメージ

STEP1 個に応じた指導・支援を必要とする児童生徒を探知しよう

すべての児童生徒を対象にして、日常的な観察、教育相談、生活アンケート、他の児童生徒や保護者からの情報等を基にして、指導や支援を必要とする児童生徒を見つけましょう。

※ かわさき共生＊共育プログラム効果測定アンケート結果の複数回の比較を有効な資料として活用しましょう。

報告 情報を得た教職員が**迅速に報告**します。

STEP2 対象児童生徒の情報を共有しよう

学級担任 学年主任 生徒指導担当 CO

報告・相談
緊急度等の判断

管理職

情報共有及び対応の**緊急度・困難度**の検討をします。

緊急・困難ケース等

招集

区・教育担当

関係機関

STEP3 具体的な対応をすすめよう

対策会議

基本的な方針・支援体制を決定します

学級担任

学年主任

生徒指導担当

CO

管理職

学年教員・教科担当

養護教諭

SC等

随時報告

適宜助言

ケースによって実効性・機動性・対応の柔軟性を考慮しチームを編成します。

①「情報収集」

ケースに応じ、適正な方法で正確に情報を収集します。

②「事実確認や背景・要因の見立て」

情報を整理し、背景・要因を見立てます。

③「方針・計画・具体策の決定」

事実や見立てに基づき支援計画と具体策を決定します。

④「役割分担」

具体的な支援策に基づき、チーム内の役割を決定します。

⑤「方針・計画・具体策の見直し」

定期的に支援の効果を検証し、方針等を改善します。

チーム会議運営上の留意点

- **指導や支援の必要性と妥当性の確認**
講じる支援が「なぜ必要なのか（必要性）」「課題解決のために十分なものか（妥当性）」を確認します。
- **対応チーム内の役割分担の確認**
「何のために」「いつ」「誰が」「何を」「どのように」実施するのかを明確にします。
- **定期的な指導や支援の効果検証**
講じた指導・支援の効果を検証し、方針や具体策を柔軟に調整します。
- **「環境調整により適応を高める」視点をもつ**
児童生徒本人を取り巻く教職員や周囲の児童生徒との関係性、教室環境等が課題の要因や背景に関連しているとの視点を持ち、必要に応じて環境の改善を図ります。

時系列に、事実を正確に記録しておくことが必要です。

(1) STEP1 個に応じた指導・支援を必要とする児童生徒を探知しよう

- 下表のような方法で一人ひとりの児童生徒の状況を把握し、学年会議、主任会議等で確認し、CO、生徒指導担当、さらに管理職が共有し、支援を必要とする児童生徒を見極めます。

(2) STEP2 対象児童生徒の情報を共有しよう

支援を必要とする児童生徒を見極める方法の例

● 教職員による日常的な観察

※「学級での様子」、「授業での様子を含めた学習状況」、「保健室利用の状況」、「部活動での様子」等

児童生徒の日常的な観察の視点の例	
表情やしぐさ	顔色が悪い、うつむきがち、落ち着きがない
行動	一人でいることが多い、登校を渋る
身体の状態	傷やあざがある、断続的な体調不良を訴える、頻繁にトイレに行く
活動意欲	活動意欲が低下する、授業に集中できない、学習成績の低下
服装や持ち物	服や持ち物が汚れている、忘れ物が多くなる
周囲との関係	ひやかしや嘲笑の対象になる、交友関係が変化する
教師との関係	教師との関わりを避ける、反抗的な態度をとる

● 定期的なアンケートをもとにした教育相談（児童生徒との個人面談）の実施

● 連絡帳、個人ノート、GIGA 端末からの情報

● 他の児童生徒や保護者からの情報

● 欠席、遅刻、早退等の状況

● かわさき共生＊共育プログラム効果測定アンケート結果の考察 本書 P96 参照

- ・ 可能な限り複数回の比較をします。
- ・ 座標の位置だけに捉われがちですが、各質問項目への回答についても見直してみましょう。
- ・ 特に「信頼他者」の自己評価が低い児童生徒は、孤立しがちと考えることができます。

- 児童生徒の抱える課題解消に向けた取組を進めるための対策会議（仮称）を適宜招集する仕組みを構築します。会議の構成メンバーは児童生徒の抱える課題や事案に応じて柔軟に編成します。
- なお、いじめや虐待の被害が明らかな事案や学校外で何らかのトラブルに関連している可能性のある事案等、緊急度や困難度が高い場合には、管理職から各区・教育担当や児童相談所、警察等の関係機関との連携も必要になります。
- 関係機関と情報共有を行う際には、メンバー全員の守秘義務の徹底を確認し、良好な連携と協働体制を築きます。守秘は児童生徒本人や保護者との信頼関係の基盤となります。

(3) STEP3 具体的な対応をすすめよう

① 情報収集

- 学年会議等から得られた情報以外にも関連することがないか、教職員に広く周知する等して、改めて対象となる児童生徒に関する情報を多方面から収集します。

② 課題の背景や要因の見立て

- 収集した情報を整理し、重ね合わせ、児童生徒の抱える課題の背景や要因について見立てをします。具体的な対応を進める中で、見立てに誤りがないか随時確認することが大切です。

③ 支援方針、計画、具体策の検討と決定

- 課題を解消するための方針、計画を立てるとともに、具体的な指導・支援の方策を検討し、決定します。これらについては一定期間で効果を検証しながら、補正する柔軟な姿勢が必要です。

④ 対応チームの編成と役割分担

- 具体的な指導や支援を進めるにあたっては、児童生徒本人、保護者、関係する児童生徒等への対応を「誰が、いつ、何を、どのように」行うかなどについても十分に検討するとともに実施後の状況についても対策会議で確認し、直接対応する教職員を孤立させないように配慮する必要があります。
- また、具体的な指導・支援の経過については、客観的な記録（いつ、どこで、誰が、誰に、なぜ、なにを、どのように）を残しておきます。

⑤ 方針・計画・具体策の見直し

- 対策会議を定期的実施し、①～④の指導・支援の効果を検証し、適宜・適切な指導・支援を講じていきます。

発達障害等の児童生徒の学びにおける困難さの解消に向けた取組を進める場合には、特に、教師や友人の働きかけ・教室環境等の児童生徒本人を取り巻く環境要因が関連しているとの視点に立ち、環境の改善を図ることが大切になります。

支援教育コーディネーターの指名

学校運営上 CO の人選は、中学校や高等学校における生徒指導担当の人選とともに、非常に重要です。「学校全体の児童生徒の状況を積極的に把握しようとする」「児童生徒、保護者、教職員からの情報や相談を丁寧に扱える」、「他の教職員と協働しようとする」意欲や姿勢を身につけ得る人材を選任する必要があります。

また、CO の業務に専従する時間の確保をするとともに、CO を主任会議などの重要会議の構成員にするなど、校内組織の中で明確に位置付け、校内で情報収集や発信をしやすくすることなどを通して、教職員全体の学校の体制づくりに対する認識を高めることが、支援教育を踏まえた児童生徒指導体制の構築を進める上では不可欠です。

第4章 児童生徒との教育相談の充実に向けて

いじめ、暴力行為や不登校の問題に加え、近年では虐待や貧困等、児童生徒を取り巻く課題は多様化し、複雑に入り組んでいるケースもあります。児童生徒一人ひとりの抱える課題を早期発見する手立ての一つとして、教育相談は有効な方法です。本章では児童生徒全員を対象にした個別の教育相談について考えてみましょう。



1 対象は児童生徒全員

■ 学校における教育相談は、すべての教職員によってあらゆる教育活動の実践の中で行われるものです。「児童生徒との良好な関係をつくる」「児童生徒の内面や置かれた状況を理解する」「児童生徒の抱える課題の解決に向け、共に考える」ための欠かせない取組であり、教職員には児童生徒の心情を受容しようとする共感的な姿勢や態度が求められます。

■ 教育相談は児童生徒指導の一環です。児童生徒指導では、毅然とした指導が求められる場面がある一方で、教育相談は個人の資質や能力を受容的な姿勢で支援します。毅然とした指導をすべきか、受容的な支援をすべきかといった指導方法に関する対立を招かないために、すべての教職員が次のことを共通理解しておくことが大切です。



- 指導の在り方を教職員の価値観や信念ではなく、児童生徒理解に基づいて考えること
- あらゆる場面で通用する指導や支援の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと
- どのような段階で、どのような指導や支援が必要か、という視点をもつこと

	発達支持的教育相談	課題予防的教育相談	
対象	すべての児童生徒		指導や支援を要する児童生徒
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な資質や能力の獲得の支援 ● 問題行動の未然防止 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定の問題や課題の未然防止 	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達課題等による困り感の改善
実践例	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別活動での「望ましい人間関係の形成」「協働的な問題解決能力の育成」に向けた活動 ● 教科学習での「対人関係スキル」や「協働的な問題解決」を学ぶことのできる学習 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒指導の年間計画に位置付け、事前アンケートなどを実施した上で行う取組 ● 何らかの問題が発生した際に臨時的に行う取組 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 本書の第9章における取組を参考にし、個別の支援計画にそって行う取組

2 定期的な個別相談時間の確保を

- 「休み時間等に個別または複数の児童生徒の話を聴く」「心配なことがあった際に特定の児童生徒の話を聴く」ことも教育相談の一つであり、どの校種においても日常的に取り組みられています。
- 中学校や高等学校では、定期的に放課後等に学級担任が生徒一人ひとりと一定の相談時間を確保する教育相談の取組を進めています。

- 定期的な教育相談の目的の一つは、児童生徒一人ひとりと学級担任との良好な関係づくりです。児童生徒がリラックスして話をできるように、身近で話しやすい話題（得意なこと、趣味、余暇の過ごし方等）からスタートします。この時間に、児童生徒の問題点などを注意することは好ましくありません。必要があれば、別の機会を設定します。
- 学校生活における観察及び他の教職員や保護者から得た情報等と教育相談で得られた情報を重ね合わせることで、児童生徒の抱える課題を発見する可能性を高めます。
- 小学校では、学級担任が児童と共に過ごす時間が長いこと等から、中学校や高等学校と同様の取組をしている学校は少ないのが現状です。児童生徒を取り巻く課題が多様化し続ける状況の中、この取組のもつ「児童生徒が安心して相談できる環境づくりの一環」という側面からも、小学校において定期的な教育相談を実施することには大きな効果が期待されます。
- 中学校や高等学校においても、改めて教育相談体制の点検・整備を行うとともに、教育相談の意義等について教職員の認識を高め、充実した教育相談を進めていく必要があります。

(1) 年間計画に位置付けて

- 学校全体で定期的に個別の教育相談を実施するためには、学校全体の年間計画を踏まえ、CO や生徒指導担当が中心となり、児童生徒指導関係の校内組織で計画を立案し、すべての教職員の共通理解と協力体制のもと実施する必要があります。
- 次に示す定期教育相談の年間計画イメージでは、年間3回実施することを想定したものです。教職員が、それぞれの時期で行う目的を共有して行うことが大切です。

定期教育相談の年間計画イメージ				
月	主な行事	定期教育相談	目的	関連教育活動
4	始業式・入学式			
5	運動会・体育祭	定期教育相談 1	<ul style="list-style-type: none"> ・新学期の適応確認 ・友人関係の確認 	共生*共育効果測定
6	児童生徒指導点検強化月間			
7		必要に応じて、個別の相談時間を設けます。特に、夏季休業の学習課題の取り組み方への配慮をします。		保護者面談
8	夏季休業			
9		定期教育相談 2	<ul style="list-style-type: none"> ・前期のふりかえり ・後期の目標の確認 	共生*共育効果測定
10	前期終業・後期始業 運動会・文化祭			
11	かわさき子どもの権利の日 学習発表会			保護者面談
12	冬季休業			
1		定期教育相談 3	<ul style="list-style-type: none"> ・学年のふりかえり ・新年度の不安解消 	共生*共育効果測定
2	学校体制振り返り月間			
3	卒業式・修了式			

(2) 期間や日程の設定例

- 学級児童生徒全員との相談時間を確保するために 40 人学級の場合には次のように期間の設定を検討します。全校一斉に期間の設定が難しい場合には、少なくとも学年では統一し、学年ごとに期間をずらすことも考えられます。

相談期間設定の例	
1日2人ずつ20日間程度(4週)	1日5人ずつ8日間程度(2週)

- 多くの中学校や高等学校では、ホームルーム教室等で、放課後に時間設定し、1人あたり10分～15分程度を目安に実施しています。小学校で実施する場合には、低学年で5分程度、高学年で10分程度が目安になると考えています。
- 小学校において、放課後に少人数の児童を残留させることに課題がある場合には、各学校で時間や場所の設定を工夫します。

1日2人ずつ実施する際の予定の組み方のイメージ							
月	火	水	木	・・・	水	木	金
Aさん	Cさん		Eさん	・・・		Wさん	Yさん
Bさん	Dさん		Fさん	・・・		Xさん	Zさん

- 教育相談期間として設定した期間は、この取組が優先されるように学校全体で日課時程の調整や教育相談を直接担当する学級担任の他の業務への配慮をします。
- また、相談内容等を集約する書式などの準備をしておくこと情報共有を円滑に進めることができます。

(3) 実施の流れと留意点

- 実施する際の留意点については次ページの図を参考にしてください。
- 児童生徒との相談内容は「当事者間の秘密」が原則ですが、特に「事前アンケートの回答」「児童生徒からの相談内容」によっては緊急支援が必要な場合もありますので、見落とすことがあってはなりません。
- 学級担任の経験値によらず、一人で抱え込むことなく、複数の教職員で情報共有を行う必要があります。
- 児童生徒はアンケートや相談の中だけでは、SOSを出せないことを前提として、「教職員による日常的な観察」等の情報とアンケート回答や相談内容とを重ね合わせ、何らかの違和感があれば、支援を進めます。

緊急支援が必要なアンケートの回答・相談内容

- 「自殺」、「自傷行為」、「虐待」等に関する内容については児童生徒の生命や心身に危険が迫っている可能性があるという認識をもつ必要があります。
- こうした深刻な相談内容に対しては、自分一人に対応することの困難さについて、児童生徒に理解させるよう努め、他の教職員や保護者と情報共有することに関して本人の同意を得ます。



3 定期的な教育相談の実際

定期的な教育相談 実施の流れと留意点

教育相談計画の共有

- 職員会議で教育相談の主旨や実施方法、実施期間等についてCOや生徒指導担当が確認します。
- 統一した事前アンケートの設問の意味等を確認します。

アンケート作成のポイント

- 「はい、いいえ」「AかBか」で答える質問ばかりでなく、「どう思うか？」など、自由に答えさせる設問も入れていきます。

COや生徒指導担当は共生＊共有プログラム効果測定等の実施時期を踏まえ児童生徒指導関係の校内組織で教育相談の年間計画を立案します。

それぞれの設問が児童生徒のどのような状況を把握するためのものか、また設問の関連性などについても教員間で共通理解を深めておきます。

学級担任の準備

- 児童生徒に主旨や実施方法等について説明します。
- アンケートをとります。回答内容をすぐに確認します。
- 日常の様子、アンケート回答、効果測定結果等を元に、実施順、一人ひとりとの相談の進め方を検討します。

児童生徒にも目的等を理解させておきます。また各種通信を活用して、保護者に周知することも大切です。

いじめ、希死念慮等の緊急対応の必要な内容については、COや生徒指導担当等に報告し、具体的な対応を進めます。

気になる児童生徒は早めの順にすることや児童生徒の都合にも配慮することなどが重要です。

教育相談の実施

- 相談内容は原則として秘密にします。
- 児童生徒が話すことを傾聴し、教職員の考えは問われた際に簡潔に述べるに留めます。
- 話題が少なくても、時間の短縮はしません。
- 時間が長引きそうな場合は次回の約束をします。
- 一人終わるごとに、簡潔に記録します。

面接時のポイント

- 相手の話にならず、相手の話を繰り返し「『・・・』と感じたんだね」といった受け答えで共感姿勢を表します。
- ゆったりとした気持ちで、話すスピードや声の大きさなどを児童生徒に合わせて話を聴きます。

些細なことでも相談内容が他の教職員や友人から本人に伝わることは、学級担任との信頼関係を壊します。

日常の行動について注意や説教をしようとすることは、主旨とは異なります。アドバイスを求められた際に、「先生は・・・と思う」という程度の助言にします。

順番を待つ児童生徒がいます。緊急性が低い場合には次回の相談日程を約束します。

児童生徒の前ではキーワードのメモ程度にします。

相談内容の共有

- 情報の扱いを確認の上、相談内容については一覧にするなどして学年職員等で共有します。
- 心配な件については学年主任からCOや生徒指導担当に報告し、対応策を協議します。
- 保護者等の他者に開示する必要がある場合は、原則本人の承諾をとります。

面接後のポイント

- 教育相談の時に児童生徒が話した内容について意識して関わり、褒めたり認めたりする声かけを積極的に行い、成長を実感させます。
- 特別な対応をした場合、COや生徒指導担当らと随時情報を共有し合い、進級・進学時などに十分な引き継ぎを行います。

本人を含めた児童生徒や保護者に、教職員が共有した内容を伝えないよう配慮することを確認します。

学年等で情報共有することで担任だけでは気づけなかった変化や違和感を得られる場合があります。

希死念慮等、児童生徒が危険な状態にある等の場合は保護者への情報開示を慎重に検討します。

4 児童生徒が相談しやすい雰囲気づくり

身につけるべき相談の基本的な手法

相談の始まり

- いきなり話し始めるのではなく、個別に相談できることを歓迎し、相談者の気持ちを和らげる言葉かけをしましょう。



傾聴・受容

- 相談者の話を遮らずに、丁寧に相談者の気持ちに寄り添いましょう。



明確化

- 相談者がうまく表現できないことを言語化して心の整理を手伝いましょう。



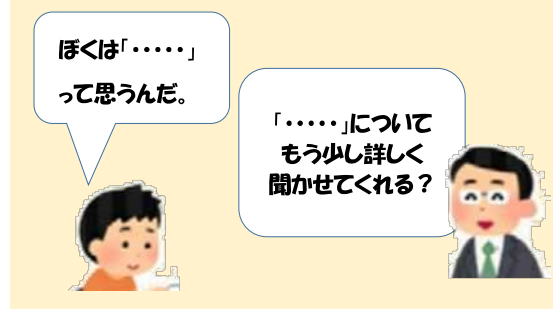
繰り返し（オウム返し）

- 相談者の言葉（特に感情を表す）を繰り返すことで、気持ちを受け止めていることを伝えましょう。



質問

- 児童生徒の話を丁寧に聴き、不明瞭な点は質問をして、児童生徒の言いたいことを十分に確認しましょう。



自己解決を促す

- 相談者が自らの課題と向き合えるような言葉かけをしましょう。

